

保健医療局医療政策部医療施設等施設・設備整備費等補助金に係る契約手続基準

16 福保医政第1450号
平成17年4月1日
17 福保医政第1905号
平成18年3月8日
19 福保医政第620号
平成19年4月1日
21 福保医政第2067号
平成22年4月1日
26 福保医政第998号
平成26年9月26日
27 福保医政第1127号
平成27年10月1日
28 福保医政第863号
平成28年8月4日
29 福保医政第1929号
平成30年1月25日
2 福保医政第1601号
令和3年1月18日
4 福保医政第2032号
令和5年2月8日
5 福保医政第346号
令和5年5月29日
5 保医医政第474号
令和5年9月19日
6 保医医政第1648号
令和7年1月7日

第1 目的

この保健医療局医療政策部医療施設等施設・設備整備費等補助金に係る契約手続基準（以下「基準」という。）は、第2に掲げる事業の補助事業者が行う工事請負契約及び物品買入れ等契約に係る手続について、契約の適正化及び補助事業の公正な執行を図ることを目的とする。

第2 対象事業

この基準は、別表に掲げる各要綱に基づき実施する補助事業に対して適用する。

第3 契約の方法

原則として、東京都が行う契約手続に準拠し、一般競争入札又は指名競争入札とする。

第4 指名競争入札の場合の指名業者数

指名競争入札による場合には、原則として、工事請負契約については10者以上とし、物品買入れ等契約については5者以上とする。ただし、契約の性質及び目的等により、知事が適当と認める場合には、この限りではない。

第5 契約の方法の例外

第3の規定にかかわらず、(1)から(7)までに該当する場合は、随意契約によることができる。

なお、随意契約による場合は、契約前に知事に理由を付して報告しなければならない。

- (1) 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札に付しても落札者がいない場合
- (2) 当該整備事業が既存施設と密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施行させたときに既存施設の使用に著しい支障が生じる恐れがある場合、特殊な技術を必要とする場合など契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合
- (3) 現に契約履行中の工事があり、補助事業を当該契約者以外の者に履行させることが不利となる場合など競争に付することが不利と認められる場合
- (4) 自治体立病院にあつては、地方自治法等の規定に基づく場合
- (5) その他補助事業者が当該契約において、有利な契約額が見込める場合
- (6) 予定価格が、工事請負契約については250万円以下、物品等買入れ等契約については160万円以下である場合
- (7) その他知事が適当と認める場合

第6 入札日等の報告

補助事業者は、入札予定日の15日前までに、別記第1号様式により入札日等を知事に報告しなければならない。

第7 契約締結の経過及び結果の報告

補助事業者は、契約締結の日から起算して15日以内に、別記第2号様式により契約締結の経過及び結果を知事に報告しなければならない。

第8 契約締結の経過及び結果の公表

知事は、補助事業者から第7の規定による報告を受けたときは、(1)から(3)までに該当する事項について、一般の閲覧に供することとする。

- (1) 入札業者名（随意契約の場合は見積書を徴取した業者名）
- (2) 落札業者名（随意契約の場合は契約業者名）
- (3) 契約金額

第9 一括下請負の禁止

補助事業者は、工事請負契約に当たり一括下請負の承諾をしてはならない。

第10 補助事業者の責務

補助事業者は、入札を実施するに当たっては、適正に執行されるよう努めなければならない。

東京都は、必要に応じて補助事業者に対し指導を行い、また、関係資料の提出、並びに現地における入札立会いを求めることができる。

第11 交付決定の取消し

この基準は第2に掲げる事業の補助条件とし、補助事業者が、この基準で定める事項に違反した場合には、別表に掲げる各要綱の定めるところにより補助金の交付決定を取り消すことができる。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年3月8日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、決定の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、決定の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、決定の日から施行し、令和4年8月5日から適用する。

附 則

- 1 この基準は、決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この基準の施行の日から令和5年6月30日までの間、この基準中「保健医療局」とあるのは、「福祉保健局」とする。

附 則

この基準は、決定の日から施行し、令和5年9月6日から適用する。

附 則

この基準は、決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別記

第1号様式

年 月 日

東京都知事 殿

所在地

施設名

開設者職氏名

〇〇年度〇〇〇〇補助金に係る入札日等報告書

標記について、下記のとおり報告します。

記

1 入札予定日等

入札予定日時	年 月 日 時 分
入 札 場 所	
入 札 方 法	一般競争入札 ・ 指名競争入札

添付書類：指名通知書等

2 入札参加業者名

添付書類：選定理由説明書、理事会の議事録等

3 入札予定価格

入札予定価格	金 円
--------	-----

添付書類：仕様書、積算内訳等

注1 入札ごとに別葉とすること。

注2 添付書類は適宜添付すること。

以上

別記

第2号様式

年 月 日

東京都知事 殿

所在地

施設名

開設者職氏名

〇〇年度〇〇〇〇補助金に係る契約締結報告書

標記について、下記のとおり報告します。

記

- 1 契約金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税額 円)
- 2 契約業者名
- 3 契約方法 競争入札 ・ 随意契約
- 4 競争入札を実施した場合の入札経過 (別紙)
- 5 随意契約を実施した場合の理由
- 6 添付書類
(1) 契約書の写し
(2) 入札書の写し (随意契約の場合は見積書の写し)
(3) その他参考となる書類

以上

別紙

[illegible]

備考

記事欄は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あった場合にくじにより落札者を定めたときの経過等について記入する。

